

## 『次世代育成支援』 新たな制度体系設計の検討に向け ニーズ調査にご協力ください！

平成15年7月の次世代育成支援推進法の成立を受け10ヶ年計画が制定され、都道府県・市町村をはじめとする全国の自治体において、次世代育成支援行動計画の策定が義務化され、平成17年4月からの前期行動計画を踏まえて本年度は、平成21年度に策定する後期行動計画に係るニーズ調査を実施することとなっております。

「すべての子どもの健やかな育ちの支援」を基本に、新たな支援体系を検討するため、このたび子育て中の方を無作為に選ばせていただき、平成20年12月にアンケート用紙を送らせていただきますので、ニーズ調査にご協力をお願いします。

お問い合わせは、市児童福祉課  
(市役所1階 ☎32・2114) まで。



## 乳幼児等医療費受給者のみなさまへ 変更届が必要となる場合があります

お子様の健康保険証に変更があったとき（記号番号などが変わり、新しい健康保険証が交付されたとき）、扶養者が変わったときなどは、変更届が必要です。

変更届の際に必要な物	
○お子様の健康保険証に変更があったとき (記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき)	お子様の健康保険証・受給者証・印鑑 ※被保険者(扶養者)が変わった場合は所得課税証明書も必要となる場合があります。
○扶養者が変わったとき	受給者証・印鑑
○お子様や受給者の氏名が変わったとき	受給者証・印鑑
○お子様の住所が変わったとき	受給者証・印鑑

お問い合わせは、市健康増進課 乳幼児等医療担当 (市役所1階④番窓口 ☎32・2113) まで。

## 重度心身障害者等医療費受給者のみなさまへ 変更届が必要となる場合があります

健康保険証に変更があったとき（記号番号などが変わり、新しい健康保険証が交付されたとき）、新しい手帳が交付されたとき、扶養義務者に変更があったときなどは、変更届が必要です。

変更届の際に必要な物	
○加入している健康保険証に変更があったとき	健康保険証・受給者証・印鑑
○新しく手帳が交付されたとき (障害の程度や等級が変わっていない場合も)	身体障害者手帳・療育手帳・受給者証・印鑑
○扶養義務者に変更があったとき	身体障害者手帳・療育手帳・健康保険証・受給者証・印鑑
○住所や氏名が変わったとき	受給者証・印鑑

お問い合わせは、市健康増進課 重度医療担当 (市役所1階④番窓口 ☎32・2113) まで。